

九州運輸局同時配布

平成26年1月31日
自動車局旅客課熊本県内乗合バス事業者5社の
一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃の変更認可について

熊本県内乗合バス事業者5社から一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請があり、平成26年1月30日、運輸審議会より「申請どおり認可することが適当である」旨、答申が出されました。この答申を受けて、本日、申請どおり認可いたしました。

なお、本申請には、平成26年4月1日からの消費税率引上げに係る改定分は含まれておりません。

一般乗合バスの上限運賃の変更認可の概要

申請事業者名 (都道府県)	運審 区分	変 更 内 容				
		現 行	申 請	平 均 値上率	変 更	実施予定 年 月 日
九州産交バス(株) (熊本県)	重要	対キロ区間制 基準賃率 30円70銭 初乗運賃 130円	対キロ区間制 基準賃率 36円50銭 初乗運賃 150円	18.4%	申請 どおり	平成26年 4月1日
産交バス(株) (熊本県)	重要	対キロ区間制 基準賃率 31円50銭 初乗運賃 130円 初乗運賃(荒尾市)140円	対キロ区間制 基準賃率 36円50銭 初乗運賃 150円	14.3%	申請 どおり	平成26年 4月1日
熊本都市バス(株) (熊本県)	重要	対キロ区間制 基準賃率 31円50銭 初乗運賃 130円	対キロ区間制 基準賃率 36円50銭 初乗運賃 150円	15.7%	申請 どおり	平成26年 4月1日
熊本電気鉄道(株) (熊本県)	重要	対キロ区間制 基準賃率 29円40銭 初乗運賃 130円	対キロ区間制 基準賃率 34円00銭 初乗運賃 150円	15.0%	申請 どおり	平成26年 4月1日
熊本バス(株) (熊本県)	重要	対キロ区間制 基準賃率 31円50銭 初乗運賃 130円	対キロ区間制 基準賃率 36円80銭 初乗運賃 150円	16.6%	申請 どおり	平成26年 4月1日

問い合わせ先：国土交通省自動車局旅客課

課長補佐 高橋 (内線41-232)

係 員 山本(実) (内線41-233)

代表 03-5253-8111

直通 03-5253-8571

FAX 03-5253-1636